

別 添 資 料

平成30年3月23日
四国行政評価支局

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

当局の調査結果

当局が、JR四国の特急列車停車駅70か所のうち、徳島県8か所、香川県16か所、愛媛県10か所、高知県4か所の計38か所について、ホームにおける点状ブロックの設置状況を調査した結果、以下のとおり、点状ブロックの設置が不適切な事例がみられた。

＜ホームにおける点状ブロックの設置が不適切な事例＞

- ① 全てのホームに点状ブロックが設置されていないもの 1か所
- ② 一部のホームに点状ブロックが設置されていないもの 3か所

JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置が不適切な事例

区分	路線名	駅名	ホーム	駅のホームにおける点状ブロックの設置が不適切な事例
徳島県	高德線	勝瑞	1、2番	2番ホームには、普通列車(ワンマン列車)の乗車口の表示が、上りと下りの各1か所(計2か所)あるが、このうち、高松・鳴門方面行きの上り列車の乗車口については、当該表示のある場所まで点状ブロックが設置されていない。(②)
	土讃線	大歩危	1～3番	3番ホームに点状ブロックが設置されていない。(②)
香川県	高德線	栗林	1、2番	1、2番ホームに点状ブロックが設置されていない。(①)
愛媛県	予讃線	伊予大洲	1～3番	3番ホームには、普通列車(ワンマン列車)の乗車口の表示が、上りと下りの各1か所(計2か所)あるが、このうち、宇和島方面行きの下り列車の乗車口については、当該表示のある場所まで点状ブロックが設置されていない。(②)

(注)1 当局の調査結果による。

- 2 「駅のホームにおける点状ブロックの設置が不適切な事例」欄の()内の丸数字は、上記「当局の調査結果」に記載の①、②の区分で分類したものである。

事案1 JR四国の駅における点状ブロックの設置が不適切な事例

勝瑞駅①(高徳線)



勝瑞駅②(高徳線)



大歩危駅(土讃線)



行政相談シンボルマーク

事案1 JR四国の駅における点状ブロックの設置が不適切な事例

栗林駅(高徳線)①

1番ホームに点状ブロックが設置されていない。



栗林駅(高徳線)②

2番ホームに点状ブロックが設置されていない。



伊予大洲駅①(予讃線)

ワンマン列車の乗車口表示のある位置まで点状ブロックが設置されていない。

ワンマン列車の乗車口の表示



伊予大洲駅②(予讃線)

ワンマン列車の乗車口表示のある位置まで点状ブロックが設置されていない。



事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

JR四国管内の駅のホームにおける視覚障害者の転落事故の発生状況

平成24年度～28年度にJR四国管内の駅のホームで発生した視覚障害者に係る事故(ホームからの転落や列車との接触)の件数は、28年度に高松駅で発生した1件のみ。

なお、当該事故は、視覚障害者が、ホームから線路の車止め(過走した列車を停止させるために設けられた砂利盛り)の上に転落したものであり、列車との接触やけがはなし。

四国内における視覚障害者数

厚生労働省の調査(平成27年度福祉行政報告例)によると、平成27年度末時点における四国内の視覚障害者数(身体障害者手帳所持者数)は、以下のとおり。

徳島県 : 2,876人 香川県 : 3,076人 愛媛県 : 5,470人 高知県 : 2,959人 計 : 14,381人

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

制度の概要

○ バリアフリー法による駅のホームからの視覚障害者の転落防止対策

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)では、公共交通事業者が、駅などの旅客施設について公共交通移動等円滑化基準(P7「用語の説明」参照)に適合させることを義務又は努力義務として規定

① 旅客施設を新設又は大改良する場合(義務)

公共交通移動等円滑化基準に適合させなければならない(第8条第1項)

② 既存の旅客施設の場合(努力義務)

公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第8条第3項)

< 鉄道駅のホームに係る公共交通移動等円滑化基準(視覚障害者の転落防止関係) >

駅のホーム(発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるホームを除く。)については、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック(P7「用語の説明」参照)その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

○ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における駅の移動等円滑化の目標

バリアフリー法では、国が移動等円滑化(P7「用語の説明」参照)を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の意義及び目標に関する事項等について定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号。平成23年3月31日全部改正。以下「基本方針」という。)を定めることを規定(バリアフリー法第3条第1項及び第2項)

< 基本方針における鉄道駅の移動等円滑化の目標 >

- ① 一日当たりの平均的な利用者数が3千人以上である鉄道駅について、平成32年度までに、原則として全てについて点状ブロック等の視覚障害者の転落を防止するための設備を整備
- ② 一日当たりの平均的な利用者数が3千人以上である鉄道駅以外の鉄道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施

→ 当局による現地調査の結果では、JR四国は、既に、基本方針で鉄道駅に係る移動等円滑化の目標とされている一日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅(14か所)のホームに点状ブロックを整備

< JR四国管内の一日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の駅 >

徳島県：徳島駅、阿南駅 香川県：高松駅、坂出駅、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅、観音寺駅
愛媛県：松山駅、今治駅、伊予西条駅、新居浜駅 高知県：高知駅、後免駅

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

制度の概要

○ 点状ブロックの整備促進に係る具体的措置

平成28年8月に東京地下鉄株式会社の青山一丁目駅において、盲導犬を連れ、ホームを歩いていた視覚障害者が線路内に転落して死亡する事故が発生したことを受け、国土交通省は、同年8月以降、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」(国土交通省、主要な地方公共団体、鉄道事業者等で構成)を開催し、視覚障害者の転落防止対策について検討

「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が平成28年12月に行った中間取りまとめでは、「駅ホームにおける更なる安全性向上に向けた対策」の一つとして、鉄道事業者等が、「内方線付き点状ブロックの整備促進」に取り組むこととされており、駅の利用者数等に応じた「具体的措置」を決定

<「内方線付き点状ブロックの整備促進」に係る「具体的措置」>

- ① 一日当たりの平均的な利用者数が1万人以上の駅については、ホームドア整備の具体的な計画がある駅や駅の改良を実施中又は予定している駅を除き、平成30年度までに内方線付き点状ブロックを整備
- ② 一日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の駅については、視覚障害のある人の転落事故の発生状況や視覚障害のある人の利用状況等を勘案した上で、可能な限り速やかに内方線付き点状ブロックを整備
- ③ 駅の新設・大改良により、新たに点状ブロックを敷設する場合や既設の点状ブロックを更新する場合には、確実に内方線付き点状ブロックを整備

○ 点状ブロックの整備に係る補助制度

鉄道駅における点状ブロック等の転落防止設備の整備等に要する経費(本工事費、附帯工事費、補償費及び事務費)については、国が、以下の事業により、鉄道事業者に対し、補助対象経費の3分の1を補助
また、県や市町村の中には、上記の国の補助金に上乗せして補助を行っているものあり。

<点状ブロックの整備に係る国の補助事業>

- ① 国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「バリアフリー化設備等整備事業」(下記②の場合を除く。)
- ② 観光庁の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の「交通サービス利便向上促進事業」(周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅に内方線付き点状ブロックを整備する場合)

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

用語の説明

- 公共交通移動等円滑化基準
「公共交通移動等円滑化基準」とは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)で定める基準であり、例えば、駅のホーム(発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるホームを除く。)については、同省令第20条第1項第7号の規定により、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けることとされている。
- 視覚障害者誘導用ブロック
「視覚障害者誘導用ブロック」とは、線状の突起が設けられている「線状ブロック」と点状の突起が設けられている「点状ブロック」を適切に組み合わせて床面に敷設したものである。
 - ・ 線状ブロック：線状の突起の方向により、誘導対象施設等の方向を案内するもの
 - ・ 点状ブロック：注意すべき位置等を案内するもの
 - ・ 内方線付き点状ブロック：点状ブロックにホームの内側を示す線状の突起を組み合わせたもの

線状ブロック



点状ブロック



内方線付き点状ブロック



- 移動等円滑化
「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することである(バリアフリー法第2条第2号)。

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

JR四国における点状ブロックの整備方針等

JR四国では、バリアフリー法、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめの指針等にとり、以下の駅等について、内方線付き点状ブロックを整備する方針

<JR四国における内方線付き点状ブロックの整備方針>

- ① 一日当たりの平均的な利用者数が1万人以上の駅(駅の改良を予定している駅を除く。)について、平成30年度までに整備
- ② 駅の新設・大改良により、新たに点状ブロックを敷設する場合
- ③ 既設の点状ブロックを更新する場合

JR四国では、上記の点状ブロックの整備方針に基づき、一日当たりの平均的な利用者数が1万人以上の駅5か所(高松駅、坂出駅、松山駅、徳島駅及び高知駅)のうち、松山駅を除く4か所について、平成30年度までに内方線付き点状ブロックを整備する計画。また、松山駅については、平成36年度に完成する高架事業に合わせて内方線付き点状ブロックを整備する計画

事案2 JR四国の駅における受動喫煙防止対策の推進

当局の調査結果

当局が、本件の端緒となった相談に係る蔵本駅、鮎喰駅及び府中駅(注)の3か所のほか、JR四国の特急列車停車駅70か所のうち、徳島県7か所、香川県16か所、愛媛県10か所、高知県4か所の37か所の合計40か所について、喫煙場所の設置状況を調査した結果、当該相談に係る3か所を含む11か所の駅では、以下のとおり、喫煙場所が不適切な事例が14件みられた。

(注)当該相談に係る3か所の駅のうち、特急列車停車駅は、蔵本駅のみである。

<喫煙場所が不適切な事例>

- ① ホームの屋根付きの待合所や列車が停車する付近等に喫煙場所(灰皿)が設置されており、列車の乗客が他人のたばこの煙を吸わされる状況にあるもの 8件
- ② 駅舎の出入口やホームに隣接する改札外の場所に喫煙場所(灰皿)が設置されており、列車の乗客等が他人のたばこの煙を吸わされる状況にあるもの 6件



JR四国の改善状況

JR四国では、当局からのあっせんを受け、当局が指摘した喫煙場所が不適切な事例(14件)について、既に喫煙場所(灰皿)の移動又は撤去を実施(P11~17参照)

JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例

区分	路線名	駅名	駅における喫煙場所が不適切な事例
徳島県	高德線	勝瑞	ホームに設置された屋根付きの待合所に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
	徳島線	蔵本	ホームに隣接する改札外のトイレの出入口に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（②）
		鮎喰	ホームに設置された屋根付きの待合所に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
		府中	ホームに設置された跨線橋の階段の登り口に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人や喫煙場所に隣接する駅の駐輪場を利用する人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
		石井	ホームに設置された屋根付きの待合所に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
	土讃線	大歩危	ホームの列車が停車する付近に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
香川県	高德線	オレンジタウン	ホームに繋がる通路（階段）の出入口に、喫煙場所（灰皿）が設置されており、ホームに向かう人等が他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（②）
			駅舎の出入口に喫煙場所（灰皿）が設置されており、駅舎に出入りする人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（②）
		三本松	ホームに設置された屋根付きの待合所に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
		讃岐白鳥	ホームのホーム出入口や駅の駐輪場に隣接する付近に喫煙場所（灰皿）が設置されており、駅のホームに出入りする人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
			駅舎の出入口に喫煙場所（灰皿）が設置されており、駅舎に出入りする人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（②）
		引田	ホームの列車の停車する位置に喫煙場所（灰皿）が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（①）
高知県	土讃線	後免	駅舎の出入口に喫煙場所（灰皿）が設置されており、駅舎に出入りする人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にある。（②）

(注)1 当局の調査結果による。

2 「駅における喫煙場所が不適切な事例」欄の()内の丸数字は、9ページの「当局の調査結果」に記載の①、②の区分で分類したものである。

事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

勝瑞駅(改善前)



勝瑞駅(改善後)



蔵本駅(改善前)



蔵本駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

鮎喰駅(改善前)



鮎喰駅(改善後)



府中駅(改善前)



府中駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

石井駅(改善前)



石井駅(改善後)



大歩危駅(改善前)



大歩危駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

オレンジタウン駅(改善前)



オレンジタウン駅(改善後)



オレンジタウン駅(改善前)



オレンジタウン駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

三本松駅(改善前)



三本松駅(改善後)



讃岐白鳥駅(改善前)



讃岐白鳥駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

讃岐白鳥駅(改善前)



讃岐白鳥駅(改善後)



引田駅(改善前)



引田駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における喫煙場所が不適切な事例(改善前・改善後)

引田駅(改善前)



引田駅(改善後)



後免駅(改善前)



後免駅(改善後)



事案2 JR四国の駅における受動喫煙防止対策の推進

制度の概要

○ 健康増進法等による受動喫煙防止対策

健康増進法(平成14年法律第103号)では、学校、体育館、病院等の多数の者が利用する施設を管理する者が、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)の防止措置を講ずることを努力義務として規定(第25条)。

また、厚生労働省の「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け 健発0225第2号。厚生労働省健康局長通知)では、上記の健康増進法第25条の趣旨、対象となる施設、受動喫煙防止措置の具体的方法等を示しており、鉄道駅も同条の対象施設に該当

＜受動喫煙防止措置の具体的方法＞

- ① 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙
- ② 全面禁煙が極めて困難である場合には、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないようにするなど適切な措置を講ずること。

さらに、厚生労働省の「受動喫煙防止対策について」(平成22年7月30日付け 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡)では、施設の出入口付近にある喫煙場所の取扱いについて、健康増進法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。

JR四国による受動喫煙防止対策の実施状況

JR四国は、健康増進法の趣旨にのっとり、平成16年6月以降、以下の受動喫煙防止対策を実施しており、駅で喫煙できるのは、同社が乗客の利用状況や意見などを参考に指定した喫煙場所のみ。

＜JR四国による受動喫煙防止対策＞

- ① 列車(寝台列車を除く。)については、全車禁煙
- ② 駅については、分煙設備がある場合を除き、コンコースを含む駅舎内を禁煙

(参考) 当局が現地調査を実施したJR四国の駅

【徳島県】

徳島駅、勝瑞駅、蔵本駅、石井駅、阿波池田駅、大歩危駅、南小松島駅、阿南駅

【香川県】

高松駅、坂出駅、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅、観音寺駅、善通寺駅、琴平駅、栗林駅、屋島駅、志度駅、オレンジタウン駅、讃岐津田駅、三本松駅、讃岐白鳥駅、引田駅

【愛媛県】

松山駅、伊予北条駅、今治駅、伊予西条駅、新居浜駅、川之江駅、伊予大洲駅、八幡浜駅、卯之町駅、宇和島駅

【高知県】

高知駅、後免駅、須崎駅、窪川駅

※ 事案2(JR四国の駅における受動喫煙防止対策の推進)については、上記の駅のほか、鮎喰駅及び府中駅も調査対象とした。